

小西議員の反対討論

ただ今上程されています意見書案第 号 一括交付金制度の復活導入と拡充を求める意見書の提出について反対の立場から討論をいたします。

今回の意見書案での「一括交付金」は、かつて民主党政権時代の 2011 年度予算に導入され、自治体の裁量によって使途が決められるものとされました。

しかし、実態は「義務付け・枠付けの見直し」の名による保育行政の改悪や「一括交付金化」による国庫補助負担金の廃止・縮小など、小泉「改革」が敷いた「地方分権」路線の継承・推進を基本に、さらに踏み込んで具体化するものでした。

それまでの個別補助金は、その圧倒的部分は、国が法律で負担が義務付けられた福祉・教育関係費です。そのうち高齢者医療や国民健康保険、生活保護、介護保険、子ども手当、障害者支援、児童扶養手当、義務教育、高校授業料無償化など法律が定める「負担金」が 9 割近くを占めていました。この一括交付金に対し、当時の全国知事会が「地方における財源総額が大幅に削減され、地方の権限・裁量の拡大につながらなかった、かつての『三位一体の改革』の二の舞になることを強く懸念している」と表明したのは当然のことです。

地方の財源確保の保障は、地方自治発展の土台です。戦後の憲法のもとで整備された日本の地方自治制度の優れた側面として、地方行政の運営を財源的に保障してこそ、地方団体の独立性の強化がはかられる、という考え方で、地方交付税や国庫補助・負担金制度などを整えられてきました。

こうして、福祉や教育など住民施策のために必要な財源が不十分ながらも確保されてきました。もちろん、現在の地方交付税は、自治体が本来自由に使える財源にもかかわらず国の施策の誘導に利用したり、補助金のほうも、使い勝手の悪いものがあるなど、正していくべき部分も少なくありません。

しかし、だからといって、国の財源保障制度そのものを崩してよいということにはなりません。自治体が独自の権限と役割を發揮し、自公政権によって、壊されてきた地域経済と地方自治を回復させるには、国庫補助・負担金の削減を許さず、地方財源の保障・拡充をおこなうことが、いちばんもとめられています。

地方自治体が「住民福祉の増進を図る」ために必要な財源保障のため、福祉や教育など国の責任を後退させず、医療や介護、子育て、教育への国の負担を充実こそ必要です。

国が責任を持つべき社会保障について最低基準や標準を定めるとともに、自治体が独自に上乗せできる財源を保障されなければなりません。公共事業などの補助金については、地方の現状と要望をふまえてムダをなくすとともに運用の制度改善が必要です。

今日求められるのは、補助基準を引き上げ、使い勝手をよくするなど、その改善・充実こそ必要であることを指摘して反対討論とします。